

第19日目（9月19日）

- 議 長（関 常幸君） 散会前に引き続き本会議を再開いたします。
- 議 長 ただいまの出席議員数は26名であります。これから本日の会議を開きます。
なお、病院事業管理者から公務のため欠席の届けが出ておりますので報告いたします。
- 議 長 本日の日程は先に配布しました議事日程第11号丸正のとおりといたします。

[午後13時00分]

- 議 長 日程第1、報告第4号 所管事務に関する調査の報告についてを行います。
地域医療対策調査特別委員長、林 茂男君の報告を求めます。地域医療対策調査特別委員長。

○林地域医療対策調査特別委員長 お疲れさまでございます。地域医療対策調査特別委員会について報告を申し上げます。今回は2階部分及び官外視察まで含んでおりますので、簡潔に申し上げたいと思いますのでお許しをいただきたいと思っております。

1ページ目をご覧くださいと思います。付託事件及び調査の経過につきましては記載のとおりであります。第1回地域医療対策調査特別委員会について報告を申し上げます。1ページをご覧ください。調査事項は記載のとおり、南魚沼市民病院の建設予定地への現地調査、また、医療再編について、市立病院群についての3点について調査を行いました。調査期日は平成26年5月12日であります。委員は全員出席、議長からも出席をいただきました。

はぐっていただきまして2ページをご覧ください。執行部の出席は記載のとおりであります。病院建設予定地の現地調査については、現地において資料に基づいて説明を受け、調査を行いました。資料9ページから11ページに添付をしております。

次に医療再編に伴う移行時のイメージ、また、救急医療と人工透析医療について説明がありました。資料は12ページから16ページになります。主な質疑であります。新しくなる大和病院は診療科目が少なくなり内科主体となると聞かれますが、との質問に対しまして、内科系が中心となります。毎日ではないが、外科とか整形外科については市民病院のほうから先生が来て外来を開いていただくことになっています、との答弁がありました。

移行時に患者さんの移送での混乱を避けるため、一時的に基幹病院のほうに移すような考え方はあるか、との質問に対しまして、半年くらいをかけて移行していくので患者の声を聞きながらの作業になり、その中で一時的に基幹病院へということもあります、との答弁がありました。

次に3ページをご覧ください。人工透析については、その治療行為体制には、隙間がないてはならないというものであります。市民病院としての考え方が決まっているのかという質問に対しまして、この問題に対する検討組織は3病院の先生方、それから透析室の医療スタッフで組織している。透析経験のある看護師6人から8人の派遣を、県の病院局長にお願いしている。現場サイドでは相互乗入型の研修ということで、ゆきぐに大和病院の透析室から2か月前には六日町病院の透析室に行って、患者と顔がわかる関係をつくる。逆に基幹病院

の透析室のほうは、ゆきぐに大和病院に事前に来ていただいて、患者との間をきちんとすることが大事だということで合意をしている、との答弁がありました。

次に市立病院群についての説明がありました。資料は16ページから18ページになります。主な質疑であります、はぐっていただきまして4ページをご覧ください。実際に今の時点で、療養病床という言葉がどこにも出てきていない。今現在——現在といいますかそのときになります——入院されている人たちの行き場がなくならないようにできるのか、との質問に対しまして、現在、大和で38床、城内診療所で4床が公立病院として確保してある。再編後は大和40床、市民病院が140床の中で、どちらでどれだけ確保をするというのは、今のところ数値はありませんが、当然、勘案しながら療養病床を確保していくということは、先生方とも話ができています。行き場がないというようなことにはならないようにします、との答弁がありました。

次に5ページをご覧ください。ここからは8月12日開催の第2回地域医療対策調査特別委員会について報告を申し上げます。調査事項は記載のとおり、市立病院群の運営計画、また新ゆきぐに大和病院についての2点について調査を行いました。

調査の期日は平成26年8月12日であります。委員全員出席、議長からも出席をいただきました。執行部の出席は記載のとおりであります。

南魚沼市民病院運営計画、ゆきぐに大和病院運営計画、南魚沼市城内診療所の運営方針の案について説明がありました。資料は19ページから添付してあります。

主な質疑であります、看護師の不足が問題になりましたが、採用状況はいかがであるか、との質問に対しまして、今まで採用試験を3回行い、現在1人というような状況です。8月末にまた採用試験を予定しており、応募が現在ある状態です、との答弁がありました。

ページをはぐっていただきまして、6ページをご覧ください。主な質疑であります、新ゆきぐに大和病院は早期診療や夕方診療などをやるということですが、市民病院も計画はありますか、との質問に対して、希望があればいろいろ検討をすることはやぶさかではないのですが、がらっと仕組みをかえてしまってもまた変な話になるかというように思っております。今までの大和の考え方は取り入れたいと思いますが、そういうふうに余りシステム的なところを急にかえると混乱するかというふうに思っています、との答弁がありました。

また、城内診療所を残すその意味を教えてください、との質問に対して、城内、五十沢地区の患者さん方は、基本的には潜在的に多いですし、皆さんの需要、要望もありますので、これはやはり地域の核として外来診療を中心とした部分は残していかなければならないと考えています、との答弁がありました。

次に7ページをご覧ください。基幹病院と大和病院をつなぐ渡り廊下はいったいどうなったか。また、渡り廊下の活用方法はどのようなものであるか、との質問に対しまして、実施設計も終わり、建設をします。活用方法につきましては、大和病院の給食施設が老朽化しているので、これを基幹病院の厨房で行うという話になれば、この渡り廊下を使うことになります。患者の方々というよりは、先生や看護師、医療スタッフの行き来がメインになります、

との答弁がありました。

ページをはぐっていただきまして、8ページをご覧ください。その他であります。休日診療所の医師会の外科医師お1人が退職したとのこと、また、新南魚沼市立病院仮設工事の2点について報告がありました。主な質疑はそこに記載のとおりであります。以上で5月12日、8月12日の第1回、第2回の委員会の報告を終わります。

引き続きまして、管外調査の報告をいたします。調査期日は先月8月27日、28日の両日です。調査先及び調査内容であります。27日には記載されました北里大学病院において、救命救急センターの概要及び新病院開設時の移転計画の概要について、また、翌28日には自治医科大学付属さいたま医療センターにおいて、人工透析センターの概要及び救急医療体制の概要について調査をしてまいりました。

参加者であります、委員全員、議長も参加をいただきました。執行部及び事務局については記載のとおりであります。

北里大学病院の概要につきましては、昭和46年に開院し、本年、ことし5月に新病院として開院したものであります。以下、概要については記載してありますのでご覧をいただければと思います。

はぐっていただきまして2ページには救急救命・災害医療センターの概要について記載してあります。ご覧いただきたいと思っております。

主な質疑応答であります。新病院オープンの際に、入院患者の移送はどのように行われたか、という質問に対しまして、移行は1日で済ませた。移送距離は新病院と旧病院の間であります約100メートル。移送時間は1人10分くらいかかる。段差の解消などを事前に入念に行い、移送中の緊急時にも備え、移送途中の道すがらにはAEDなどを置くなど、救護所を複数設けたと。また、途中のコントロール情報を集約し、特にエレベーターをスムーズにどう動かし続けることができるかがポイントであったと。人員は送り出す側の病院側、そして新しい受ける側の間で約1,200人が必要であった、との答弁がありました。

これまで大和病院は医療人口が少ない中であっても、1次医療から2次医療までは完結していた。基幹病院もできる中で地域完結と言われるが、病院完結がいいのではないかという質問に対しまして病院側のほうからは、現代の医療は高度先進医療に偏りつつあるが、本当に市民、患者さんが必要なのはそればかりではない。病院の大事な役割は人材の育成である。これからの地域医療の人材を育成することが必要とされている。今までやってこなかったが、そういう要請が我々の病院には来ている。プライマリーケアだけでなく回復期、在宅で医療を提供できるよう東病院——この東病院というのはその北里大学病院の、ちょっと距離がありますが近接された場所にある病院で、2つの病院を持っているということでお聞きいただきたいと思っております——東病院を生かしていく。高度医療は大学病院で行い、東病院は地域医療に向けた人材育成のための病院として、新規教育カリキュラムを組む、との答弁がありました。

委員の意見・感想であります。新病院への患者さんの移動には、移動前の施設、そして新

しい病院の機能のチェックを万全にしなければならないことが理解できた。人命にかかわる事なので念には念を入れるべきである、との感想でありました。

ページをはぐっていただきまして4ページをご覧ください。自治医大付属さいたま医療センターの概要は記載のとおりであります。人工透析センターでの患者の動向、透析利用時間、透析導入原因、透析開始年齢これらにつきまして、現在大和病院に来ていただいています、大河原先生から直接、講演に近い形でありましたがご説明までいただきました。内容は記載のとおりであります。

救急医療体制の概要につきましては記載のとおりであります。ここでは救急部の一番トップの主任であります八坂先生からご説明をいただきました。救急部診療科の特徴、診療状況、市民への講習会などにつきましてご説明をいただきました。内容は記載のとおりでございます。

5ページをご覧いただきたいと思います。主な質疑応答であります。透析について患者数が右上がりの伸びています。医療技術や予防などそういう技術の進歩の反映はないのでしょうか、との質問に対しまして、糖尿病の増加から慢性腎炎に移るということがありまして、慢性腎炎による導入が減少していますが、糖尿病はそれを追い越しているということで、今後は糖尿病の抑制が大きな鍵である、との答弁がありました。

年間3,700人の救急入院患者に対して、同センターでは20床となっておりますが、その後受け入れてくれるところがあるのでしょうか、との質問に対しまして、一般病床は軒並み満杯になっていて、非常に今それがネックになっている。その後をどうするかが悩みの種だ。直接近隣の病院に電話をして受けていただいている、との答弁がございました。

委員の感想でございます。5ページ、6ページですが、さいたま医療センターから新しい南魚沼市民病院長に就かれることが予定されている田部井先生を筆頭に、今後とも南魚沼への医師派遣を願うばかりである。魚沼圏域での透析医療について今後、具体的には基幹病院、新市民病院、ゆきぐに大和病院間の担当の皆さんによるすりあわせを行う必要がある。人員配置は万全を期する上で手厚い対応が必要と思われる。地域で医療を守る観点を住民として持たないと、医師はみな疲弊してしまうこと、また、糖尿病の抑制を目的に自己管理を徹底することが健康寿命の延伸であり、医療費の削減、医療機関の効率的運用に資するということを改めて確信した、という意見が多く出ました。

新しい病院、また今回の北里大学と自治医大病院と、我が市の先輩諸氏のずっとの努力が続いているからだと思いますが、非常にいい関係が出来上がっていて心温まるものがありましたし、今後それが活かしていけるようになれば幸いです。今回、表敬も兼ねておりましたので、非常にいい機会を与えていただいたと思っております。以上、報告を終わります。

○議 長 地域医療対策調査特別委員長の報告に対する質疑を行います。16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 地域医療対策調査特別委員長にお伺いいたします。管外調査で行われた部

分の、相模原市の北里大学病院相模原キャンパスの調査項目の中での、新病院開設時の移転計画の概要についてということでご挨拶申し上げます。1日で移動が完了したということでありませけれども、この1日で移動した患者数というのは何名であるというところがあったら教えていただきたい。

それから。実はこの新病院が100%建設設備等が完了した後の移動であったというふうに思いますけれども、そうであるのか。

もう1点は、今、南魚沼市が計画をしているこの移動というものは、新病院が一部利用可能であれば移動していくと。数回に分けて移動していきたいという考えでありますけれども、こういうことについての意見をこの大学側に求めたのか、以上3点をお伺いします。

○議 長 地域医療対策調査特別委員長。

○林地域医療対策調査特別委員長 今ほどのご質問であります。移動数については私が今ちょっとここにありませんでしたが……（「450人」と叫ぶ者あり）声がありまして済みません。450人ぐらい。正確な数字につきましては、きちんと報告しなければいけないと思いますのでまた、お手元にお配りをさせていただくように配慮したいと思います。

それから、新病院はまだ改装中のところもありました。しかし、本体はほとんどできておりますので、ほとんどそれに近い数字だというふうに理解しております。

それから3番目のご質問だったと思いますが、当地区と地区に対するいろいろな意見があったかというような解釈でよろしいでしょうか。それにつきましては、やはりあそこの場合は敷地内の隣に病院が、新病院と先ほど100メートルと申し上げましたが、我々が歩いて当然行ける距離でありました。当地区の場合は非常に距離それから比べればはるかに遠距離なわけで、そういったところの配慮で同じというふうには見られないだろうと思います。

そして、向こうからもそういうところがありまして、さまざま、そのとき同行しました委員、それから執行部の皆さんもその距離感の話はそこでいったん置きまして、どういったところが非常に問題になったのかということをつぶさに聞いてあります。ここに書ききれぬものではありませんでしたが、非常にためになった提言をいただいたというふうに思っております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、地域医療対策調査特別委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 日程第2、平成26年請願第4号 消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める請願及び日程第3、平成26年陳情第1号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情の以上2件を一括議題といたします。2件について総務文教委員長・佐藤 剛君の審査報告を求めます。総務文教委員長。

○佐藤総務文教委員長 それでは、総務文教委員会に付託されました、事件の審査の結果を報告させていただきます。総務文教委員会に付託された事件につきましては、平成26年9

月8日に審査した結果、次のとおり決定したので報告いたします。平成26年請願第4号 消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める請願は、審査の結果、不採択すべきものと決定いたしました。委員会では紹介議員の岡村議員から補足説明をいただきまして、その後、質疑を行いました。質疑は1件ありました。請願の表題と本文、請願事項がバラバラであり、その真意は、という質疑に対しまして、消費税10%への引き上げに反対するものであるというような質疑応答がありました。

その後、各委員に意見を求めました。意見は3件ありました。1つは文面がバラバラだからだめだということだけでなく、10%は困ったものだ、大変だということを考えるべきだというものであります。1つは困ったときは行政の支援もあり、共助の精神も大事ではないかということでありました。もう1つが国の財政の実情からは、消費税も考えなければならぬのではないかといいものであります。

次に討論を行いました。反対者の発言はありませんでした。賛成討論が1件ありました。税の負担能力がある者は減税を受け、消費税負担は低所得者ほど大きく、また、もうけの少ない企業も納めなければならないものであることを、理解してもらわなければならないというような内容でありました。

その後、起立による採決を行いまして、結果、賛成少数で不採択すべきものと決定をいたしました。

次に平成26年陳情第1号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情、この件につきましては委員会では直ちに意見を求めました。意見は1件ありました。自分の好きな高校へ行くのであるから、そこまでしなくてもいいのではないかといい人もいるが、公立高校を落ちた方はほかに行くところがなく、新潟とか長岡、群馬などへ行くことになるので、こういうのも必要じゃないかというものであります。

次に討論を行いました。討論はありませんでした。その後、起立による採決を行いました。結果、賛成全員で採択すべきものと決定をいたしました。以上、報告とさせていただきます。

○議 長 2件を一括して委員長の審査報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 平成26年請願第4号 消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める請願に対する討論を行います。まず、本請願に賛成者の発言を許します。18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める請願について、賛成の立場で討論に参加をさせていただきます。そもそも消費税という制度は、生計費非課税という税制の大原則に反する不公平な税制であります。1989年、平成元年、消費税が導入されて以来、

25年間で消費税の税込総額は264兆円と言われております。この間の法人3税の減収総額246兆円であります。消費税による税収分は、その大半が大企業の減税分に消えたというのが、これまでの消費税の歴史であります。既にことし4月1日から8%に引き上げられています。アベノミクスの恩恵どころか、諸物価の上昇、収入減、社会保障削減で国民の生活は追い詰められています。8%で8兆円、10%で13.5兆円の大増税といわれています。

このようなときに消費税が増税されたら、暮らしや営業はどうなるでしょうか。景気回復は遠のき、日本経済も財政も大変なことになります。特に今回は消費税を増税し、セットで法人税を減税するという大きな誤りがあります。増税すれば国民の所得が奪われ、消費はさらに冷え込みます。その結果、国内の需要も企業の設備投資も減退します。そこに法人税の減税をしても、だぶついた資金が余剰資金として内部留保に積みあがるだけだと言われております。

資本金10億円以上の大企業の内部留保は、今現在270兆円を超えているといわれています。能力に応じた負担という原則に基づき、富裕層、大企業に応分の負担を求めていく税財政の抜本改革が必要であります。あわせて安定した雇用と賃上げ、中小企業、農林水産業への抜本的な支援策で暮らしを温め、経済を安定した成長の軌道に乗せることによって税収を増やし、安定した社会保障財源を求められる社会を構築していかなければなりません。

内閣官房参与の本田静岡県立大学教授は、予定どおり2015年10月に10%へ引き上げることは難しいのではないかと――安倍総理のブレインであります。また、谷垣幹事長は、つい最近になってこういった言い方をしております。上げたときのリスクはまだいろいろな手で乗り越えられるが、上げないときのリスクは打つ手が難しい。高村副総裁にあたっては、国債が暴落すれば打つ手がほとんどない。こういった言い方をしているところであります。さすがに安倍総理は、成長軌道に戻ってきているという判断ができるかどうかポイントだということでもあります。

総理は12月上旬にも最終判断をされると言われています。世論調査では国民のほぼ7割が再増税に反対です。果たして我が国会はどうでしょうか。実態をつぶさに検証し、意見を上げ、国民が安心して暮らせる社会をつくっていかなければなりません。ぜひ請願に賛同をいただき、意見書を提出することをお願いいたしまして賛成討論といたします。よろしく申し上げます。

○議 長 次に本請願に反対者の発言を許します。

次に本請願に賛成者の発言を許します。3番・田村眞一君。

○田村眞一君 ご苦労さまです。請願第4号 消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める請願に賛成の立場で討論に参加をいたします。第2次安倍政権改造内閣発足後の世論調査はどうなっているのでしょうか。来年10月からの消費税増税に反対と答えた人は、読売新聞が72%、毎日68%など、いずれも賛成の倍以上という結果となっております。大増税に対して国民が強く反対しております。

まち中の声を紹介いたします。シャンプー、日用品をワンランク落とした。増税前はクリ

ーニングに出していたものを自分で洗い、アイロンをかけている。欲しい食べ物より安いものを買う。財布に入れる金額を決めて、足りないときは買わないで済ませる。市民の生活を切り詰める姿が見えてまいります。

今、日本の経済の大問題は、4月の消費税増税の打撃が経済にはっきり表れているということです。この間の円安による物価上昇に加え、消費税の増税によって日本経済は好循環どころか悪循環の危険水域に入っております。例えばGDP国内総生産4月から6月期の年率でもマイナス7.1%落ち込みました。その最大の原因は、家計消費が19%も落ち込んでいることです。なぜ消費がここまで落ち込んだかといえば、働く人の実質賃金が13か月連続でマイナスになっている。ここが一番の根本の問題です。こうした経済情勢のもとで消費税増税をこのまま進めてよいのかが問われているわけであります。

私たちは財源といえば消費税というこの枠から抜け出す道を、次の対案を示しております。第1は大企業に対する減税のばらまきはやめて、富裕層と大企業に応分の負担を求める税制改革によって財源を生み出す。第2は285兆円にまで膨れ上がった大企業の内部留保の一部を活用し、大幅な賃上げ、安定した雇用を増やす。この2つです。企業から家計に軸足を移す経済政策の転換を目指すべきであります。暮らしと経済を破壊する消費税増税は中止を。以上、賛成の討論といたします。皆様のご賛同を心からお願い申し上げます。以上で賛成討論といたします。

○議 長 次に本請願に反対者の発言を許します。

次に本請願に賛成者の発言を許します。

○議 長 討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成26年請願第4号消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める請願、本請願に対する委員長の報告は不採択です。よって、本請願は原案についてお諮りいたします。

本請願を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数。よって、平成26年請願第4号は、不採択とすることに決定しました。

○議 長 平成26年陳情第1号「学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情に対する討論を行います。まず本陳情に反対者の発言を許します。12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 陳情第1号 学費のこの陳情について反対の立場で討論に参加します。以前から私はこれに反対をしてきているわけですがけれども、低額者には私学でも助成がついています。そしてここに書かれている経済的理由で中退者が減少した。本当にこういうことがあるのかどうかという部分。そして、私学には私学に行く理由があるというふうに私は思っておりますし、そもそも高校というのは行かないという選択も選べるわけです。行かな

かった子どもたちは社会に出て働きます。公費をここに入れるということがいかなものか。私は公立高校を守る点、そして私学に行く人がこうやって公費を入れてしまえば、公立になってしまうのかなど。そして、市長も言っていますけれども、高校をもし義務教育化をすればこういう問題は解決されるのではないか。そういう点から私は反対の立場で討論に参加をいたしました。

○議 長 次に本陳情に賛成者の発言を許します。16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 私はこの請願に対して賛成の立場で討論に参加するものであります。ただいま反対者の理由が述べられましたけれども、本当にその経済的理由で中退するのかという部分ではありますが、そういう事例が身近にもあったということは、私も知っております。実名を上げることもできません。実際そのとおりであります。

今、南魚沼市のほうで私学といえば長岡地区、上越地区であります。通学となると通学の費用もかさむ。授業料もかなり高いと。この請願に書かれておりますけれども、支援が出てきているといっても、なかなか経済的には苦しいというのは実情であろうというふうに私は思っております。

それから、私学に対する公費の支出というのは、私学の公立化ではないのかということでもありますけれども、この請願が出るたびに申しておりますが、私学には私学の建学精神というものがございます。中越地区の私立高校もそうでありまして、上越地区もそうであります。その建学精神をよしとしてそこに進学しようという者も、南魚沼市内には多くいるわけがあります。彼らのそういう選択肢を狭めるということは、やはりそれはやってはいけないことだろうと思っておりますし、逆にどんどんと応援をするべきものだろうというふうに私は思っております。

機会均等ということはいわれて、教育の機会は均等である、確かにそのとおりであります。しかしながら、経済的理由で本当にその機会均等が奪われているのだとするのであるならば、それは公費できちんと手当をしていくべきものであらうと思っております。

高等学校の義務教育化ということも反対者の方は述べられました。そういうことが本当に実現できるというのであるならば、じゃあ、その場合に私学はどうすべきなのかということは、そのときにまた考えるべきものであらうというふうに思っております。以上、私は賛成の立場で討論に参加をいたしました。

○議 長 次に本陳情に反対者の発言を許します。

次に本陳情に賛成者の発言を許します。

○議 長 討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

平成26年陳情第1号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情、本陳情に対する委員長の報告は採

扱であります。本陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、平成 26 年陳情第 1 号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

○議 長 日程第 4、第 72 号議案 平成 25 年度南魚沼市下水道特別会計決算認定について及び日程第 5、第 73 号議案 平成 25 年度南魚沼市水道事業会計決算認定についての 2 件を一括議題といたします。2 件について産業建設委員長、小澤 実君の審査報告を求めます。産業建設委員長。

○小澤産業建設委員長 それでは、去る 9 月 2 日に付託されました 2 件につきまして、議会会議規則第 110 条の規定により報告いたします。調査の状況であります。平成 26 年 9 月 5 日、委員全員の出席で、また、議長からも出席をいただきました。審査内容であります。執行部とそれぞれ担当に出席を求め説明を受け審査いたしました。その後、質疑を行い採決を行いました。第 72 号議案 平成 25 年度南魚沼市下水道特別会計決算認定について、委員会で質疑を行い討論に移り 1 名より賛成討論があり、反対討論はなして、その後採決を行い、全会一致で可決いたしました。原案のとおり認定されました。

次に第 73 号議案 平成 25 年度南魚沼市水道事業会計決算認定について、質疑の後討論なく採決の結果、全会一致で可決。原案のとおり認定されました。以上です。

○議 長 2 件を一括して委員長の審査報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 第 72 号議案 平成 25 年度南魚沼市下水道特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 72 号議案 平成 25 年度南魚沼市下水道特別会計決算認定について、本案に対する委員長報告は認定です。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 72 号議案は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 第 73 号議案 平成 25 年度南魚沼市水道事業会計決算認定についてに対する討論を行います。

まず原案認定に反対者の発言を許します。18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 平成25年度水道事業会計決算認定について、反対の立場で討論に参加をさせていただきます。私は今会計の予算認定の際、反対討論で新水道ビジョンについて指摘を申し上げました。まず、ダムをつくって浄水場を建設して、市内全域に配水する集中配水方式の破綻を宣言したものである。次に集中配水方式からブロック別配水方式に緩やかに移行していききたいということは、究極的には浄水場を閉鎖することを目標にしている。

次に過大な水利用計画が立てられ、見直しもされずに進められ、財政破綻を迎えた。いまだ138億円からの起債残高があり、さらに平準化債なる起債を起こして返済計画を立てなければ立ち行かなくなった。

次に福祉減免制度は評価に値するが、理想的な水道料金がこの減免額ではないか、という提案であります。また、地盤沈下区域の水道水による融雪実証実験については、目的外使用も甚だしいと指摘をさせていただきました。今回、事業の変更認可の報告がございました。給水人口8万1,820人を5万3,555人、1日平均給水量を3万9,453立方、これを1万9,903立方に改めるという内容であります。そして、今後施設の縮小廃止を進めると添えられています。

答弁では浄水場の廃止の方向も示されました。全てをつくってから、今度は縮小、廃止。これでは高い水道料金を払わされ続けてきた市民は、何だったんでしょう。将来展望も示した納得のいく説明が必要でないでしょうか。

企業債元利償還金は16億2,914万円、今回の議案では平準化債が3億5,600万円のっております。予算時では2億5,000万円でありました。結果、企業債残高は132億円となっております。一方、給水収益、水道料金収入であります。16億3,600万円。水道料金と元利償還金がほぼ同額でありまして、しばらくはこの状態が続くという報告であります。料金改定を近隣並みの料金に望めるのは、まだまだ先の話であります。また、未収金が累積で1億523万円、平成25年分だけでも4,531万円という報告もございます。

水源の見直しという項目がございます。非常用、緊急用水源の名目で旧水源の活用、新たな井戸の掘削が計画されようとしています。再投資で財政の悪化が懸念されます。また、水利の多目的利用ということで報告がありますけれども、要は地盤沈下地域の消雪水に私は利用すべきではないという考えであります。これは水道事業でやるべきものではありません。飲用水と注水と言いますが、注水は異質なものであって同一管路での利用は問題であります。

生きていくに必要な水は、安心・安全、限りなく安く提供していただきたい。起債償還を待っての対策では、展望は見えません。基本的な生活の負担を低く抑えるのは行政の使命と考えております。以上、反対討論といたします。

○議 長 次に原案認定に賛成者の発言を許します。1番・永井拓三君。

○永井拓三君 それでは賛成の立場で討論を行います。水道料金は他の地域に比べて高いとは感じますが、平成25年度の水道予算は市が策定している南魚沼市水道ビジョンにのっとり、みずからの事業の現状と将来を見通した分析の中で予算執行していることは評価に値し

ます。また、今後の水道に関する重点的な政策課題も説明があり、納得できるものでした。また、市全域を視野に入れての水道施設の拡張や、特に災害への対策などが盛り込まれている点での説明を受け、安心したところです。

水道は人として生活する上で、なくてはならないものです。いつでも蛇口をひねれば飲用可能な水が出てくるのが当たり前の生活の中で、3年前の水害で一時断水したことを経験し、その大切さに気がつきました。水道管も人間と同じで年を重ねれば老朽化が進みます。水道管の長寿命化や、非常時の災害用の水源を確保するための事業など、市民が安心して生活できるようにするための市の姿勢は適正な予算執行をしていると認定するに値します。

今後は職員の平均年齢が高くなっている中で、着実な水道技術の継承を行ってもらい、これまでどおりの安心・安全な水道事業の展開を期待し、賛成の討論といたします。皆様から多くの賛同をお願いいたします。

○議 長 次に原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案認定に賛成者の発言を許します。16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第73号議案 平成25年度水道事業会計決算認定に、新生市民クラブを代表して認定の立場で討論に参加するものであります。先ほどの反対者の理由について若干申し上げますが、まず新水道ビジョン。過大な初期投資に対する反省がないという部分でありましたけれども、私はそうではないと。この過大な初期投資に対してどのような水道事業を行っていこうかということが、この新水道ビジョン策定の始まりであったと私は思っております。

地盤沈下区域への水道水利用は目的外使用であると、そのとおりだと思います。水道水である必要はないと私は思っております。計画変更これについて将来展望がないと、水道料金を下げるという将来展望がないという部分は、そのとおりだと思います。水道料金を下げるといふことに、過大な初期投資という駆引があるわけですから、そのとおりだと思います。

企業債返済については予定より少なかったということは、この決算数字を見ればまさにそのとおりであります。また、未収金が1億円を超えたと、これもまたそれは事実であります。水源を求めての井戸掘削は二重投資になるであろうという部分については、監査委員からの指摘もありますとおり、そういう恐れが多分にあるというふうに思っております。水道事業団としては安心・安全、安い水を提供するのは当たり前だと、そのとおりだと思います。

じゃあ、これに対して我がクラブとしてはどうかと言いますと、この平成25年度の給水人口は5万8,424人、普及率97.5%であった。配水量823万7,322立方メートルに対して、有収水量655万8,563立方メートル、有収率は79.6%であった。有収率の低さは否めない。そのとおりであります。

給水収益16億3,613万円に対して支払利息3億6,028万円、企業債返済元金12億6,887万円という水道料収入がそっくり借金返済に充てられ、維持管理費はどこから調達するのかという資金繰りに苦労する姿は前年と変わらない。減価償却費9億1,179万円、施設利用率

32.3%、最大稼働率 39.4%という数字から容易にわかるように、反対者が述べたように過大な初期投資が駆引となっている、これが数字となってあらわれております。

高料金対策という名目で繰り入れられるお金が減ることへの対策として、資本費平準化債——いわゆる将来世代にも負担いただく借金に頼らないと資金繰りがおぼつかないということが、より鮮明となった決算数値であります。

こうした大変苦しい資金繰りの中でも老朽管の更新、水源の災害復旧、大月送水ポンプ場更新、急速攪拌機及び残留塩素計の設置を行った、安心・安全な飲み水の供給と、浄水機能向上に努めた、このことは評価をするものであります。

施設の適正規模への縮小を進めるための水道ビジョンのさらなる見直しをするという、強い意志を再確認した決算でもありました。緊急水源確保が二重投資とならないように、細心の注意を払って適正規模の施設整備とマネジメント計画をしっかりと立て、あれもこれもつけ加えるといわれた過大投資という轍を踏まないことを期待して認定とするものであります。

○議 長 次に原案認定に反対者の発言を許します。

次に原案認定に賛成者の発言を許します。9番・笛木 晶君。

○笛木 晶君 私は第73号議案 平成25年度南魚沼市水道事業会計決算認定について、賛成の立場から歩む会を代表して討論をさせていただきます。まず、第1点は変更認可を受けたということ。これはもう規模を縮小したということで、これを受けたことによって過大となっている施設の縮小に、当然かじを切って、新水道ビジョンのほうにかじを切っていくということが示されたわけです。そこに持ってくれば、もうあと将来10年ぐらいたつと、次の投資はまた見込まれる状況から逃れられるようになるということ、新しい水道ビジョンのもとに一日でも早く安全・安心で安価な水道水の供給に努めてもらいたいというふうに考えまして認定といたします。皆様の賛成をお願いいたします。

○議 長 次に原案認定に反対者の発言を許します。

次に原案認定に賛成者の発言を許します。26番・若井達男君。

○若井達男君 水道事業会計の賛成者として討論をいたします。平成25年度の水道事業これは皆さんの今回の審査に基づきまして、経常利益2億6,700万円、純利益を含めると2億6,800万円という数字が出ているわけですが、それに満足をして私は言っているのではないのです。平成13年度水道事業会計で同規模の市として1億5,000万円の水道事業会計で赤字を出している、そういう市もあるのです。隣の芝はよく見えるものだ、青いものだ、市長もこれはよく表現されます。

埼玉県秩父市は577平方キロメートル、当市584平方キロメートルほぼ面積的にも同じです。人口は秩父市6万6,000人です。これも我が市とほぼ変わらない。この市が今ほど申し上げましたように、水道事業会計で1億5,000万円の赤字が計上されている。これは何でしょう。この秩父市というのは新聞等で報道されておりますが、日本で一番最初に水道事業が取り入れられているのです。今から90年前。それがゆえに浄水場の老朽、水道管の老朽さういったものが出てきておるのです。

そして、ここでもう1つ私たちが勉強しなくちゃならないのは、そのためにずっとそれがいければいいのですけれども、ことしのこの10月に17.5%の水道料金を上げなければならない。やはり隣の芝は全てグリーンじゃないですよ、きれいじゃないですよ。まだまだことしの10月から上がるころはあるのですよ。私たちが政務調査費で行く、活動で行く来月の21、22、23日に呉市に行きますよね。呉市はこの10月から10.9%上げるのです。行ったついでに、何でということでは勉強してこようかと思っております。実際さかのぼってことしの4月には島原市では35%上げているのです。そういうところがあるのです。

そうした中を耐用年数40年という水道管の下水工事に合わせた中の入れかえ工事、決して浄水場工事も古くないですよ、やめなくてもいいですよ、売ることを考えればいいのです。浄水として売る方法もあれば、原水としての処理前の水として売ることを考えれば半額でもいいじゃないか。かなりの可能性を持っておるのです。

私はそういうことでこの経常収支は立派な数字だと。あわせてこれからは過大投資がいいということではないのです。要らないものはやはり整理していく。そうした中に新たなる水を売ることを、水はまさに生き物、生物、我々の根源なのです。人間だけではない全ての生物の根源なのです。これらを考えたときに、この今ある資産を最大限有効に生かし、そして売ることを考えると。それらを含めまして私は平成25年度水道事業会計には賛成をいたします。皆さんの賛同をひとつよろしくお願いいたします。

○議 長 次に原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案認定に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長報告は認定です。第73号議案 平成25年度南魚沼市水道事業会計決算認定について、本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第73号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 日程第6、第68号議案 平成25年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、日程第7、第69号議案 平成25年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、日程第8、第70号議案 平成25年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について、日程第9、第71号議案 平成25年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定について及び日程第10、第74号議案 平成25年度南魚沼市病院事業会計決算認定についてまでの以上、5件を一括議題といたします。5件について社会厚生委員長、塩谷寿雄君の審査報告を求めます。社会厚生委員長。

○塩谷社会厚生委員長 社会厚生委員会として認定について審査報告をいたします。期日は平成26年9月4日木曜日、出席委員数は9名全員でございました。議長からも出席いただきました。

第68号議案 平成25年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、執行部から説明をいただきQ&Aとありまして、討論に入り2名の賛成討論、1名の反対討論が出て、賛成多数で認定するものとなりました。

続きまして第69号議案 平成25年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定についてでございます。こちらのほうも説明を受けてQ&Aに入り、討論が賛成1、反対1、そして賛成多数で認定すべきものとなりました。

第70号議案 平成25年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について、説明を受け討論に入り、賛成1、反対1、賛成多数で認定すべきものと委員会ではなりました。

続きまして第71号議案 平成25年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定についてでございます。こちらのほうも説明を受けQ&Aを行い、委員全員で認定して委員会では認定となりました。

第74号議案 平成25年度南魚沼市病院事業会計決算認定についてでございます。こちらのほうも説明を受けQ&Aを行い、委員満場一致で認定すべきものとなりました。

以上、5件に対しての報告となります。

○議長 5件を一括して委員長の審査報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議長 第68号議案 平成25年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

まず、原案認定に反対者の発言を許します。3番・田村眞一君。

○田村眞一君 第68号議案 平成25年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、反対の立場で討論に参加します。

国が進める社会保障制度改革は大問題をはらんでおります。憲法25条に基づく社会保障を崩して、公的支えをなくして国民を自助に追い込もうとしております。言うまでもなく国保は失業そして会社倒産、そしてこうした困難に直面した際に、市民の命と健康を守る最後のとりでとしての役割を果たしているわけです。国保の拡充は待ったなしです。減らされ続けてきた国保の国庫負担割合を抜本的に引き上げ、誰もが払える国保に改革していきます。

私たちは社会保障でも財政再建でも財源といえば消費税でない、別の道を示しております。第一は大型開発軍事費など無駄遣いの一掃と、富裕層や大企業への優遇税制から負担の能力に応じた負担に切り替えるなど、歳出歳入の段階的改革を進めてまいります。第二は財政危機打開に向けて国民所得を増やし、経済を内需主導に経済成長を進めてまいります。正社員

が当たり前の社会、国民の暮らしと権利を守るルールある経済社会の改革、この実現に向けて力を尽くします。この2つの改革を通じて新たな将来の社会保障財源を生み出していけると確信しております。

市民の命と健康を守るために、自治体が国の悪政の防波堤の役割を果たすことが今、痛切に求められております。南魚沼市がこれまで国保の上昇分を抑えてきたことは大変評価ができます。しかし、市民の声は高すぎる国保税を引き下げてほしい、上昇分を抑えるだけの対応から思い切って転換を図って、市民の願いに応えるときであります。

市政として投資的事業を少し抑えただけでも、最後のセーフティーネット国保引き下げへの財源は、生み出せると考えております。市民の負担軽減を図り、南魚沼市民でよかったと思えるよう、保険税を引き下げる方向を重ねて求めて、決算に対する反対の討論といたします。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議 長 次に原案認定に賛成者の発言を許します。23番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 久しぶりに討論させていただきます。平成25年度の国民健康保険特別会計決算認定についての賛成の立場から討論させていただきます。今回、歩む会の代表でさせていただきますが、本来なら若い人が出てすればいいのですが、何しろうちは若い人がみんな役職で私かなということでもっておおせつかってききましたので討論します。

先ほどときのうの一般会計の反対討論のお話を聞きました。また、きょうの反対討論も聞きました。正直言って国民健康保険に反対するのは私は不思議でなりません。これだけ国民健康保険に対しては非常に努力なされています。昨日の国民健康保険の徴収方法でございます。以前は試算割がありました。その試算割を廃止し、今では所得割、均等割、平等割と3つの柱で集めております。

その中で全国どこでもそうでありますけれども、やはりこの所得割が7割、5割、2割と軽減措置を図りながら、そして低所得者の市民の負担を軽くすると、そのように非常に努力なされております。市長はいつもこの国民健康保険税に対して、とにかく今の税金に対しては値上げをしない、据え置きでいきたいと常々申しております。

平成25年度におきましても支払準備金7,300万円を崩して、そして値上げを抑制されると。この平成26年にもそうです。5月の全員協議会におかれましても、とにかく国民健康保険云々については、絶対据え置きでいくという強い決心で今おります。いざというときはそういった基金を使いながら、とにかく国民健康保険に対しては、これからも据え置きで頑張っていくとそういう強い意志に私は感心しております。

しかし、国民健康保険はこの市民6万人のうち約35%でございます。その35%の方がこの一般会計からの繰入金やそういったお金をまたいただいて、そして私たちの生命と私たちの健康を守っていただいております。そういったことを考えますと、本当にありがたいなとつくづく感じるところであります。

私も最近ちょこちょこ医者にかかる機会が多くなってきています。やはりこうした国民健康保険料をきちっと守ってそして納めて、そしてきちっと医療にかかると、これは私た

ちの使命でございます。私は決して今の国民健康保険税が高いとは——確かに高いかもしれませんが、今の据え置きをしながら努力しているその姿に、私は常に頭が下がる思いであります。

そして、国民健康保険税の徴収方法についても、平成 25 年度は徴収税がアップしております。そういったいろいろの面に非常に努力なされていることに対して、私は決算認定については賛成の立場から討論させていただきました。どうかよろしく願いいたします。

○議長 長 次に原案認定に反対者の発言を許します。

次に原案認定に賛成者の発言を許します。25 番・樋口和人君。

○樋口和人君 では第 68 号議案 平成 25 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、南魚みらい・創幸クラブを代表して賛成の立場で討論に参加をいたします。皆さんご承知のとおり、国民健康保険法は社会保障と国民の健康向上を目的に昭和 33 年に制定され、公的医療保険のセーフティーネットとしての役割を果たしてきました。しかし、この制度を維持していくのは、大変困難な状況となっています。そういった制度、国から決められた法律で決まった制度の中で、いかに市民の負担を低くして健康を守っていくか、このことが市に求められているものと考えています。

平成 25 年度の決算状況を見たとき、全体では被保険者の増加現象が続き高齢者の割合が高くなっています。また、1 人当たりの医療費も増加をしているということでもあります。その中で少しでも加入者の負担を抑えるために、基金から 7,300 万円を繰り入れるなどの努力をしています。また、特定健診ですとか人間ドックの助成など、市民の健康を守るための努力も怠りなく進めている、そういった姿勢が見て取れます。

保険税の収納状況でありますけれども、滞納が 4 億 1,170 万円、不納欠損が 2,392 万円あり、このことについては気がかりなところでもあります。しかし、収納率については現年課税分から優先徴収し滞納を増やさないと、こういった方針ですとか、コンビニ収納を始めるなどをして前年度を 1.8 ポイント上回る 79.4%となり、収納率の向上に努めている姿を認めるところであります。

また、納めることが困難な納税者につきましては、積極的に連絡をし、納税相談に取り組むなどの姿勢も見えます。今後も負担の公平性の確保のために、収納率の向上には努めてもらいたいと思っております。今後、新たな制度への移行が始まるようですけれども、このことについても市民の負担が少しでも軽くなるよう、担当課では当局に対して強い思いで申し入れを行っているようであります。引き続き、働きかけをしていただき、市民のセーフティーネットとしての制度を守っていただくことをお願いし、この平成 25 年度南魚沼市国民健康保険特別会計につきましては、その法の精神にのっとり適切な執行がなされたと考え、決算認定に賛成するものであります。多くの皆さんの賛同をお願いいたします。

○議長 長 次に原案認定に反対者の発言を許します。

次に原案認定に賛成者の発言を許します。16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第 68 号議案 平成 25 年度国民健康保険特別会計決算認定に至り、新生市

民クラブを代表して認定の立場で討論に参加するものであります。まず、反対者の討論を聞いていて思ったことを若干述べさせていただきます。国保は生活困窮者の最後のとりでセーフティーネット。誰でも入れる保険にするべきだと、まさにそのとおりであります。国保税を払える金額にまで南魚沼市は下げていない、高すぎる。特に均等割の個人分を何とかするべきだという部分でありますけれども、医療費——医者に払う医療費でありますね。それに対しての保険でありますから、医療費がかかりますから当然、国保税も上がらざるを得ないという部分であります。その負担についてはどうかというところで、思いが共通する部分も若干あります。投資的事業費これを原資として国保会計に投入すべきだという意見でありますけれども、この部分についても若干であります但し思いは共通するものがあります。

では、新生市民クラブとしてはどうかということをお述べさせていただきます。被保険者数は1万6,349人、全人口に占める割合は27.3%でありました。30%を切ったという状況であります。ですが、国民健康保険は国民皆保険の柱であります。保険税収入は調定額21億1,493万円に対して収納額16億7,925万円でありました。収納率は79.4%、前年より1.8ポイント改善をされましたが、県内を見ると低い方でありました。

先ほど賛成者も述べておりましたが、保険税滞納4億1,175万円、前年よりも6,693万円減らしております。収納に取り組んだ成果が出ていると思っております。しかしながら、不納欠損は2,391万円と620万円増えていると。これは積みもった部分について、もうこれ以上は恐らく収納できないだろうという判断を、収納のほうで判断をされた結果だと思っております。このことをもって収納の担当が仕事をさぼっているというわけではないと思っております。

1世帯当たりの調定額をみますと、18万6,704円と前年より1,187円下がりました。一方、1人当たりの調定額は11万8,116円と前年よりも1,175円上がっております。この部分について均等割の個人分を何とかできないのかという意見であったらうと思っております。一方、1人当たりの医療費は19万6,270円で前年よりも3.35%増えております。これは医療の高度化等々によりまして医療費がかかっているという部分でありました。

費用の内訳を見ますと退職者分が下がりました。一般分が上がるという現象が見られました。県内、他市町村と比べて高いと言われている国保税であります。先ほど申しました医療の高度化による1人当たりの医療費の増額と滞納を含めた国保税の収納率の低さゆえに、納めている方の重税感は改善が難しいというのがよく見て取れる数字でありました。

さらに、減免を受けていながらも滞納するという現象があらわれてまいりました。家族間のきずなが薄れているという現代の家族のあり方を象徴する状況が、国保の世界にも生まれてきているということはゆゆしき事態であります。

決算認定は予算の執行状況をみて判断されるべきものでありますから、今年度の国保会計決算は認定してしかるべきであると思っております。しかしながら、支払準備金の額の少なさには、一抹の不安があります。計画されている県下での国保会計統一による負担増も懸念されております。何をおいても真面目に国保税を納めている市民の皆様が、きちんと保健医療を受け

られる体制を維持することであります。医者にかからなくてもよい丈夫な体をつくり、維持するための健康づくり推進運動が、一大開花することを願い、認定討論とするものであります。

○議 長 次に原案認定に反対者の発言を許します。

次に原案認定に賛成者の発言を許します。

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長報告は認定です。第 68 号議案 平成 25 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 68 号議案は認定することに決定いたしました。

○議 長 第 69 号議案 平成 25 年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定についてに対する討論を行います。まず、原案認定に反対者の発言を許します。3 番・田村眞一君。

○田村眞一君 第 69 号議案 平成 25 年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、反対の立場で討論に参加いたします。超高齢化が進むもとで、介護保険制度への役割は非常に大きくなっております。ところが、国はここでも憲法 25 条の責任を果たさず、高齢者人口が増える中で社会保障費抑制に走り、そのツケを自治体に押し付けようとしているわけであります。

1 つは市町村による要支援者の訪問介護、通所介護の削減、打ち切り、2 つは特養ホームの入所対象者を要介護 3 以上に限定、3 つは一定以上の所得者の利用料引き上げ、4 つは補足給付の見直しであります。このままでは大量の高齢者が介護サービスから排除されかねません。今大事なことは、国に対して現行サービス確保に責任を果たすよう強く求めていくこととあります。安心できる介護保険制度とするためには、現在の国庫負担割合を 25% から 35% に引き上げ、このことを国へ要求していくこととあります。

先ほど国保の会計で申し上げたとおり、消費税に頼らない道を進めば展望が切り開かれます。高齢者を取り巻く環境は大変厳しくなっております。ことし 4 月からの消費税増税、8% 増税、物価の高騰、昨年ことしからの年金の目減りなど、低所得者にとって負担の重い保険料、利用料への負担感が非常に強いわけであります。市民感情からいっても基準月額 5,000 円を超える保険料は限界です。こうした状況の中で自治体が悪性の防波堤として、介護保険料負担軽減に取り組むことを求めまして、反対の討論といたします。よろしく願いいたします。

○議 長 次に原案認定に賛成者の発言を許します。14 番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 それでは、第 69 号議案 平成 25 年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、南魚みらい・創幸クラブを代表して賛成の立場で討論に参加をいたします。今、

反対の意見もありましたけれど、制度の問題はここに置きまして、今我々は予算に対してどう執行されたかというようなことについてやっているわけでありますので、あらかじめ申し添えておきます。

平成 25 年度決算額は歳入総額が 60 億 321 万円、歳出総額で 58 億 5,994 万円、実質収支額では 1 億 4,327 万円の黒字でありました。要介護度別認定状況につきましては、第 1 号被保険者 3,227 人、第 2 号被保険者 85 人、合わせまして 3,312 人と前年度よりも 135 人増加となっております。増加傾向になることは間違いありません。

高齢化の進展や施設の増加等によりまして、介護サービスの需要は増加し、保険給付費が年々増加傾向にあるわけですけれども、歳出の削減に努められていることは評価をしたいと思います。来年は要支援 1、2 の制度改革も行われる中、筋力づくり教室、ふれあいサロン等々、介護予防事業にさらなる取り組みの強化を図りまして、また、我々も自分の健康は自分で守るということで、健康寿命の延伸を目指し、保険給付費の削減を期待して賛成の討論といたします。皆様方のご賛同をお願いし、賛成討論といたします。

○議 長 次に原案認定に反対者の発言を許します。

次に原案認定に賛成者の発言を許します。6 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 それでは、私は新生市民クラブを代表いたしまして、第 69 号議案 平成 25 年度介護保険特別会計決算認定について、賛成の立場で討論に参加したいと思います。介護保険制度につきましては、反対者の言うとおりに私も実態からは施設の不足の問題とか、介護職員がなり手がいないというような問題とか、さらには介護サービスを受けたくても受けられないという実態がないわけではないというふうに私も思います。

そうかと言ってそれらは国政レベルで解決をしなければならない問題が多く、それをもって先ほどもありましたけれども、平成 25 年度介護保険特別会計決算に反対できるかといえば、私はそうではないというふうに思います。このことは別の場面で発議権等もあるわけでありますので、きちんと国に対して意見を述べるべきだというふうに思います。

ご承知のとおりこの制度は、平成 12 年に少子高齢化、さらに核家族が進み、個人での介護という問題の対応が難しくなった中で、介護の社会化ということで介護を国保、家庭のみの負担から社会全体で負担をして支え合っていこうということから始まったわけであります。したがって負担もあるわけでありましてまだ問題もありますが、制度としては介護保険によって助かっている人は多いわけであります。南魚沼市もその制度の中で介護ということに取り組んでいるわけであります。

そこで、必要性と負担を勘案しながら、3 年ごとに計画的にまだまだ不満も多いわけでありますが、その中でもより多くの市民が安心できるような介護保険を立てながら進めているわけであります。したがって、私たちは今この議場で何をしなければならないか。それはそういう制度の中で動いている、とりわけ介護保険第 5 期計画の中間年である平成 25 年度はどうだったのか、その計画に沿った形で運営がなされていたのか。そこを第一に見なければならぬわけでありまして、そこを判断しなければならないわけであります。そうでなければ、

市議会議員としてこの議場の中に立っている意味がないと私は思っています。その上で5年計画の最終年の平成26年度に——もう半分終わってしまいますけれども、どうつながるか。そしてさらには次の第6期計画の中では、ぜひ実現しなければならないことを私たちもきちんと見極めて、市民のために計画策定に反映する努力をしていかなければならないのだというふうに思います。

しかしながら、まだまだ介護の実態からは考えなければならないことも多いわけでありまして、特に今求められている在宅の体制については、不安も不満も多いわけでありますので、第6期計画には大いに注文もありますし、ぜひ進めていかなければならない課題も多くあると思います。そのことは今後の議会の中で別にきちんとただし、提起も提案もしていかなければならないというふうに思いますが、平成25年度決算に関しましては細かな数字的なことは言いませんけれども、決算書も隅々までチェックをさせていただきましたし、担当委員会も傍聴させていただいた中では、計画に沿った運営がなされているものと感じました。よって、審議過程やこういう中での質疑、意見をきちんと受け止めていただき、今後に生かしてもらうことを望みまして、平成25年度介護保険特別会計決算認定については、賛成をしたいというふうに思います。皆様のご賛同をお願いいたします。

○議 長 次に原案認定に反対者の発言を許します。

次に原案認定に賛成者の発言を許します。

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長報告は認定です。第69号議案 平成25年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第69号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 第70号議案 平成25年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定についてに対する討論を行います。まず、原案認定に反対者の発言を許します。3番・田村眞一君。

○田村眞一君 第70号議案 平成25年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について、反対の立場で討論に参加をいたします。日本の長寿社会の誇るべき記録が塗りかえられました。昨年の平均寿命は男性が初めて80歳を超え、世界第4番目に、女性も過去最高の86.61歳で2年連続世界1位となりました。ことし100歳以上は約5万9,000人で、44年連続過去最多の更新となったわけであります。統計を取り始めた約50年前、100歳以上は150人余りでした。これほど長生きが可能な日本社会を築いたのは、医療技術の発展とあわせて世界が注目する国民皆保険制度をはじめとする健康・医療・福祉の仕組みの充実、国民のたゆまぬ努力によるものであります。

加えて戦後、日本が憲法9条のもとで戦争をする国に突き進むことを許さなかったことが、長寿社会の最大の土台となりました。1947年太平洋戦争終戦直後の平均寿命は男性が50.06歳、女性が53.96歳だったことから明らかであります。

後期高齢者医療制度は医療費のかかる75歳以上の人だけを切り離し、別勘定にして医療費が増えれば増えるほど負担が増え、痛みを自覚させるところにこの制度の根本的な問題が横たわっています。もとの医療制度へ戻すことが必要だと考えます。

高齢者を取り巻く環境は厳しくなっております。消費税増税、物価高騰、年金の減額、幾重にも負担を強いられている中で、長寿を喜ぶ社会へ、高齢者の命と健康を守るためにここでも負担の軽減、やっぱり保険料引き下げの方向を求めまして、私は反対の討論といたします。皆さんのご賛同をお願い申し上げます。

○議 長 次に原案認定に賛成者の発言を許します。4番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 第70号議案 平成25年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について、賛成の立場で南魚みらい・創幸クラブを代表して討論いたします。今決算議会の中では、あくまで当市がこの制度の中でいかに執行してきたかを問うものであります。この制度がいいのか悪いのかは、いろいろ賛否があるのが現状であります。75歳以上が10%を超え、超高齢化社会、人口減少社会へ突入することが確実になっています。高齢者の医療費をこれからも安定的に支えるために、医療、サービスの質を維持、向上するためにも、いつか迎える現実を若い世代、現役世代と前期高齢者層が今後の財政不足にどう理解を示し、財源確保をどうすべきかを長い目線で考えていかなければならないと感じています。

4人に1人ではないのです。ここにいる全員と考えていただきたいと思えます。そうした中で、後期高齢者医療制度は、新潟県広域連合の運営の中で行われております。市では一般会計の繰入金、保険基盤の安定繰り入れに努め、実質収支も756万円の黒字となっております。収納率も平成24年度よりも0.26ポイント上がり、99.81%と高い水準、高い推移となっております。保険事業の状況の中でも人間ドック助成、肺炎球菌予防接種助成など、平成25年度は新規に取り組んでいます。

以上のことから、平成25年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算については、現行制度のもとに適切な執行がなされていると考えています。よって、賛成するものであります。皆様の賛同をお願いいたし、賛成討論といたします。

○議 長 次に原案認定に反対者の発言を許します。

次に原案認定に賛成者の発言を許します。

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長報告は、認定です。第70号議案 平成25年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について、本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 70 号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 休憩いたします。休憩後の再開は 3 時 10 分といたします。

〔午後 2 時 52 分〕

○議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

〔午後 3 時 10 分〕

○議 長 第 71 号議案 平成 25 年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定について
に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 71 号議案 平成 25 年度南魚沼市城内診療所特別会計
決算認定について、本案に対する委員長報告は認定です。報告のとおり決定することにご異
議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 71 号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 第 74 号議案 平成 25 年度南魚沼市病院事業会計決算認定について対する
討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 74 号議案 平成 25 年度南魚沼市病院事業会計決算認
定について、本案に対する委員長報告は認定です。報告のとおり決定することにご異議ご
いせんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 74 号議案は原案のとおり認定することに決定いたしま
した。

○議 長 日程第 11、第 88 号議案 平成 26 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 3 号）
を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第 88 号議案につきまして提案理由を申し上げます。ご存じのように 8 月
10 日から 11 日にかけての台風 11 号により、水稻に白穂変色もみの被害が発生し、収穫
期を迎えた中で早急な対策が必要となりました。去る 9 月 10 日に発表されました県の被害対
策の内容を受け、あわせて市の対策を加え、ここに追加で提案を申し上げるものであります。

概要といたしましては、農業振興対策補助事業費に 580 万円を追加し、県からの補助金 26

万円と予備費の減額 554 万円により収支を合わせるものであります。その内容につきましては、収量の減少と等級の低下による農業収入の減収における運転資金借入に対して、新潟県が支援のため創設いたしました農林水産業振興資金の 8 号資金を利用した、農林水産業振興資金利子補給金を設定し、今年度として 50 万円分を計上いたしました。これは貸付利息 2.15%のうち、県が 1.13、市が 1.02 を協調して補給し、利用者は実質無利子となるよう支援するものであります。

また、優良産地米としての品質を確保し、南魚沼産コシヒカリのブランドを維持するため、被害米の色彩選別機利用料への手数料補助として水稻被害対策補助金 530 万円を計上いたしました。これは色彩選別機利用料 1 俵 1,000 円の、市が 3 分の 1 の補助をするものです。なお、JA もこの 3 分の 1 を補助し、利用者負担が 3 分の 1 となるようであります。なお、農林水産業振興資金利子補給金につきましては、償還期間を 7 年以内としているため、債務負担行為の追加も設定させていただきました。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ 26 万円を追加し、歳入歳出予算総額を 360 億 9,380 万 4,000 円としたいものであります。予算内容については以上であります。この色彩選別機利用対策対象につきまして、ちょっと説明が必要でありますので、産業振興部長に説明させます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 それではお配りしてあります 88 号議案の資料のほうをご覧くださいと思います。補正の内容につきましては、今ほど市長が申し上げたとおりでございますし、下のほうの 8 号資金も市長のほうで申し上げた内容そのままになっております。

水稻の被害、白穂変色もみ、着色粒これらの被害対策ということでの説明をさせていただきます。資料の最初の四角、半分から上のほう、概要が書いてございます。趣旨としましては、台風 11 号被害による着色粒品質低下米の品質確保対策ということで、その経費を助成するものでありまして、南魚沼産米のブランドを守ると。品質の高いコメを市場に出すということで補助するものであります。

対象につきましては、台風被害による着色粒に起因する出荷米、これを色彩選別機により等級格上げを行うために実施した作業委託料を対象といたします。

対象の例外、全てを対象にするということではなくて、そこに書いてございますが経常的に色彩選別機を利用して出荷している生産者米については対象外ということで、例えば自己所有機で毎年、色選機を通してしているような部分、あるいは毎年、作業委託して乾燥・調整の一連の作業の中で、色彩選別機を使用しているというような場合につきましては例外。それからカントリーエレベーターの利用、これもカントリーのほうでは色選機を通して一等米に仕上げているというようなことで、これについては毎年、行われている作業の過程の中でございますので対象外。それから、通常の栽培管理上で着色粒が発生した。例えば青未熟あるいはカメムシ等の発生によるという部分については、今回の台風 11 号被害という部分に特化した内容ではないということで、対象外ということにさせていただいております。

す。

補助につきましては、標準作業料金これは税抜きで 1,000 円ということで税込みで 1,080 円になるわけですが、その 3 分の 1 ということで助成をしたい。なお、市長のほうから説明がありましたけれども、JA のほうでも JA に出荷する出荷米、コメにつきましては、同様な 3 分の 1 というようなことでされるというふうに予定をしております。以上で説明のほうを終わります。

○議 長 質疑を行います。17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 1 点確認をお願いいたします。この色彩選別機の補助の対象農地といえますか、対象農家といえますか、どの辺で通常の管理上の不具合と識別をするのかどうか。そこを 1 点お願いいたします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 実際に現実的には、特にこの地域とかと限定するものではございません。実際に JA さんであれば、大体出荷した個体につきましては検査を行います。もともと一等米であればそれは全然問題ないわけでございます。それを例えば二等、三等といったものを一等米に、あるいは格上げ二等米になるというようなことで、検査の時点でその内容がわかります。そうすると、今までも JA さんのほうでは全てということではありませんが、例えば三等米とかということになると、それぞれの個々の農家のほうに、どうしますかというような連絡を取り合っているという事例がございます。

そんなことで今回も実質的には検査の段階で格落ちが散見されるということであれば、農家の方に連絡を取ってそこで農家の方がやりますということになれば対象にすると、100%強制するものではございませんので、その辺は農家の方と連携をとりながらということになるかと思えます。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 88 号議案 平成 26 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 88 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 12、発議第 6 号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案

について提出者の説明を求めます。6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 それでは発議第6号につきましてご説明を申し上げます。これは先ほどの陳情第1号の採択を受けましての提出であります。学費と教育条件の公私間格差の是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出についてであります。内閣総理大臣、そしてそこに記載の各大臣、衆参両院議長、新潟県知事に対して意見書の提出をしたいものであります。

昨年この陳情が出ていますが、皆さんご承知のように平成22年度から国の施策で公立高校の無償化が実施されました。これによって私学への就学支援金が支給されるようになりました。昨年と違うところはそこにも書いてありますように、平成26年4月1日施行されました公立高等学校にかかる授業料の不徴収及び公立高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正する法律に基づきまして、平成26年の入学生から新高等学校等就学支援金制度として公立・私立が一本化されました。このことによりまして、その意見書案の中にも書いてありますように、加算支給の範囲が拡大されました。支給額も増えることになりまして、改善も図られているようであります。

しかし、制度上はそういう形になりましたけれども、実際のところどうかということでは、よつとこの陳情したところにも問い合わせをしてみたのですが、実際のところは公立にはない施設整備費が私立には残っておりまして、そして私立ということから入学金も含めて意見書にも書いてありますように、初年度納付金でも相当の負担がまだある。公私間の格差はまだあるんだというようなことであります。

また、学校を運営していくために必要な人材費や教材費であります経常費についても、公立は生徒1人当たり約99万円出ているようでありまして、私立は約33万円でありました。依然として格差があり、私立高校の教育条件の整備がなかなか進まないというような状況もあるようであります。

したがって、昨年に引き続き、下記1番、2番にありますように、私立高等学校就学支援金制度の拡充と私立学校を運営していくために必要な人件費や教材費である経常費助成の増額・拡充を求めるものであります。

裏面につきましては、これは県のほうに提出するものでありますが、内容的には同じでありますけれども、状況が違いますので文面も多少違いがありますし、厚生労働省からも都道府県に、平成26年7月23日付でこの高等学校等就学支援金制度の趣旨を理解し、家庭の経済的負担軽減策等の一層の拡充のお願いをするというような通達も出ていることから、県独自の学費軽減制度を拡充すること、そしてまた、経常費助成の増額・拡充を求めるものであります。皆さん方、全員のご賛同をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長 質疑を行います。12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 提出者にお伺いいたします。先ほど陳情のときに反対討論に出たのですが、高校に行く、行かないというのも選択になっています。行かない方は社会に出るわけですが。少なからず高校へ行く方は職業の面でも広がりますし、友達の面でも広がるかもし

れません。学校をやっていく上で、もっと上に行けばもっと広がるわけです。でも、選択して社会へ出た人は、もう少なからず税金を払うわけです。そういうところの公費が同じ年に行くのかそれはわかりませんが、そういうことに対しての考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 ここで言っていることは、教育に関しての支援でありまして、いろいろ高校に行く、行かないというのは、その人の自由もありますけれども、考え方でもあります。ただ、高校に行くといえますか就学をするにつきましては、私学であっても公立であっても私は同じだというふうに思います。

例えば好きでそこに行っているのだからいいじゃないかというような見方もあるかもしれませんが、それは状況的にもその私立じゃなければいけないという条件のところもありますし、そしてまた私立だから、先ほども言いましたように、私立の建学精神を望んでいくというのがありますので、私はその公立・私立の区別なく教育には支援をしていくべきだと思います。今ほど言いましたように、学校へ行く、行かないの選択の自由もあるわけですが、それはまた別問題で、私が今ここに取り上げているのは、教育に関しての支援ということでご理解いただきたいと思います。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第6号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と叫ぶ者あり〕

反対の声がありますので、起立による採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第13、発議第7号 新潟県公立高等学校再編整備に関する意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。10番・林 茂男君。

○林 茂男君 それでは、発議第7号 新潟県公立高等学校再編整備に関する意見書について、提出者としてご説明申し上げます。この問題に関しましては、本9月定例会初日の議

会全員協議会でも経過の説明がありました。今春の高校入学選抜試験において行われました魚沼地区での大幅な学級減、それによりもたらされました中学生や保護者の大きな混乱と不安、それらの解決にどう答えるかを問うたものであります。新潟県並びに県教育委員会において、豪雪地帯である南魚沼地域の地域性と過去の進学先などの実績を十分に把握され、公平な地域格差を生じさせない教育環境のために再検討を求めるものであります。

なお、これは私ども南魚沼市だけではなく、魚沼地域全体の問題でもあると思っております。そのため、現在9月定例会を行っておられます湯沢町議会、魚沼市議会にも私どもとの同歩調をお願いしてまいりました。湯沢町議会も意見書採択の方向で、ほぼ固まっているということを聞いております。魚沼市もその方向で協議中との連絡をいただきましたので、これは申し添えたいと思います。

今回この意見書案を取りまとめるに当たりまして、議員同士で様々なご意見、議論がございました。ことこの問題は子どもたちと地域の重要な問題であるという共通認識の中でまとめ、多くの賛同議員を得て発議に至りました。ぜひとも本議場において満場一致でご決定願いたく、よろしくお願い申し上げます。以上であります。

○議 長 質疑を行います。16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 提出者に若干お伺いしたいのは、まず事の発端は昨年9月、10月でありますけれども、県教育委員会から魚沼地域の高等学校の定数について6クラス減であるということが発表されたということがありますよね。6クラスは非常に大きな数字でもありますし、時期的なものもあるということで、多分保護者の方が行かれたときも、県の教育委員会においてはその時期的なもの、その学級数の大きな削減ということについては、確かに説明不足であったというようなことを言われたのだらうと思います。そういうことについて意見を申し上げるということは、私は必要な部分だなどと思っております。

ただ、県全体で見てみた場合、やっぱり中学校卒業生数と高等学校の募集定数を見れば、ほぼ均衡、あるいは若干の定員数が多いという状況があるわけです。そうした流れの中で見ていった場合において、やっぱり全県一学ということでさせていただいたんですけども、この魚沼地域はご承知のようにJRが頻繁にとまるという状態で、長岡や上越に通うにしても非常に不便な地域です。したがって、全県一区で長岡へ行ける、上越へ行ける、あるいは新潟へ行くについては下宿であろうけれども、そういうふうにしても非常にいろいろな事情でほかの地域と比べて差があるんだと、こういうところを県の教育委員会は深くしんしゃくをしていただいて、こういう削減の方向の流れというのはその流れとしてそうなのだろうけれども、説明についてはもっときちんとした、あるいは丁寧な説明をしていただきたい。そういう趣旨での意見書だと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

○議 長 10番・林 茂男君。

○林 茂男君 全くおっしゃるとおりだと思います。それ以上のものはないと思いますし、ちょっとつけ加えさせて……。そういうことを言うてはいけないのかどうかはわかりませんが、やっぱりこれは今後も再編は必ず進められるだろうと、この人口減の問題がある中では

当然考えられることであります。今回のことで必ず県教委の皆さん等が、その方針を覆すかどうかこれはわかりませんが、その先も見据えた上で、やはりこれは今ほど寺口議員がおっしゃられたように、簡単に本当に、言いにくいのですが机上の論理、または数合わせ等でやられるだけの問題でなくて、そこに生きている、また、送り出す親御さんがいて学ぼうとしている子どもたち、そういった子どもたちにやっぱり混乱を与えてはならない。なるべくですね、当然自由試験でありますけれども、そういうことをきちんと本当に地域間格差なく考えていただきたいということが趣旨だと思いますので、つけ加えさせていただきます。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 先ほど提出者のほうは、隣の湯沢町それから魚沼市のほうにも働きかけをなされたということでありますけれども、魚沼学区、十日町市と小千谷市が当然入ってくるわけでありましたが、こちらのほうへの働きかけというのはどのようなものがあつたのか、ちょっとお聞かせ願いたい。

○議 長 提出者。

○林 茂男君 正直申し上げまして、ほかの地区にはやっておりません。やっぱりそれはいろいろな考え方があると思いますが、湯沢とこの魚沼、この水系を一つにしているところといいますかそういったところで、やはりわかっていただけの仲間がいたところに声を掛けさせていただきました。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 隣の十日町市であれば、松代高校、松之山高校これについて地元住民の方から相当異論が出ているという話は、新聞でしかわかりませんが聞いております。そうするとやっぱり魚沼学区が、団結ではありませんけれどもそういう思いで一つになれるのであるならば、やっぱり県の教育委員会のほうに、雪国という事情を鑑みてきちんとした説明をしていただきたいという部分で申し入れを行うべきではないかと思っておりますので、その辺についてのお考えを聞いて終わります。

○議 長 提出者。

○林 茂男君 そのとおりだと思います。正直申し上げまして、時間が不足していたところや、性急さといいますか、そういったところがあつたと思いますが、今後も先ほど申し上げましたように、いろいろなことがあつた場合には魚沼地域全体としてやはりしかるべき場合には、しかるべき運動を起こすべきだというふうに思っております。

○議 長 1番・永井拓三君。

○永井拓三君 私も自身の経験から危うく中学から高校に行けない可能性もあつたわけで、痛感しているところです。これは見た感じ非常に外科的な対応のような気がして、国際情報高校にまだ定員があると。そこに何年かけて長期的なビジョンを持って学力を向上させていった上で、このような外科的な措置をしていくということは、私はありだと思うのですけれども、やっぱり学力向上こそがこの問題を解決すると私は思っているのですけれども、その点に関してはいかがですか。

○議 長 提出者。

○林 茂男君 永井議員の言われるとおりでと思います。私もそのように思っております。今、私も中学三年生のせがれを持っておりますが、一般質問でもやりましたので繰り返になるので言いませんが、学力を向上させて地域内にあるそういった学校に行ける方はやっぱり行ってもらう。やっぱり向上心を持ってやってくれることが一番いいのですが、ただ、実情がそういうことに至っていないということもよくご理解をいただいて、ぜひ賛同をいただきたいと思います。

○議 長 1番・永井拓三君。

○永井拓三君 今そのような答弁をいただきましたので、ぜひ、本当にパッチをはって血を止めるということではなくて、やっぱり内面から治していくということもぜひ今後視野に入れて、こういうことをやっていければよろしいなと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第7号 新潟県公立高等学校再編整備に関する意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第14、議員の派遣についてを議題といたします。

○議 長 お諮りいたします。会議規則第166条の規定により、お手元に配付しました内容で議員を派遣することに決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、お手元に配付しました内容で議員を派遣することに決定しました。

○議 長 日程第15、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。議会運営委員長から所掌事務について、各常任委員長から所管事務について、それぞれ会議規則第111条の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査について申出があります。

○議 長 お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議 長 以上で本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

○議 長 ここで塩沢小学校プール塩素流出事故について、教育長から発言を求められておりますのでこれを許します。教育長。

○教 育 長 お疲れのところを済みませんが、塩沢小学校のプールから高濃度の塩素水が井田川に流出した事故についてご報告をさせていただきます。9月1日の議会初日については口頭でご説明しましたが、今回は配付の資料でご説明させていただきます。現在まだ魚沼警察署生活安全課の捜査中ではありますが、報告できる範囲で報告をさせていただきます。1日に報告した事項と違っている部分については、この後、部長のほうで詳細に説明をさせていただきます。

今回は使用する以上の塩素を学校に確保していた件と、プールに塩素をまいて処理する方法、そのときあってはならない、業者がろ過器を管理しその水質を流したというような大きな行き違いがありました。単純ミスがありました。私はこの中で最も大きな、今回そのミスに至らなかったわけではありますが、そういう高濃度のプール水があったときに、ややもして夜中に子どもたちがそのプールに夜遊びで入ったと。中和しないときに危険のある塩素の中に子どもたちが入るといった危険性もあるわけです。この部分を私、教育長としては大変可能性のある部分についてこういう事態が起こったことについて、大きく反省しております。

一般質問でもお答えしましたように、教育行政をつかさどる教育長の大きな失態でありますので、その反省を込めてこの報告文書に沿って部長、課長のほうから報告をさせていただきます。以上です。

○議 長 教育部長。

○教育部長 それでは、お手元の配りました資料によりましてご説明をさせていただきます。塩沢小学校プールから高濃度の塩素水が井田川に流出した事故についてでございます。発生日時は平成26年8月28日木曜日、15時から18時ごろということで、以前のご説明ですと15時10分というようなことになっていたと思います。発生場所は今までと同じでございます。それから流出したものの種類ということで、(1)高濃度残留塩素を含むプール水2ミリグラムパーリットル以上。それから、新たに液体塩素剤次亜塩素酸ナトリウム12%溶液を5倍に希釈したものでございます。

原因といたしましては、(1)としまして、塩沢小学校職員が使用期限の切れた固形塩素剤をプールに投入したことによって、残留塩素濃度の高いプール水となっていた。プールろ過器のメンテナンス業者が、残留塩素濃度の高いプール水を使って洗浄をし、そのまま排水したことによるということと、(2)といたしまして、塩沢小学校職員がプール液体塩素剤注入容器内の液体塩素剤を水道水で希釈し、排出したことによるということと時間のほうが大体この時間だろうということと伸びております。

それから、事故の状況につきましては先般述べたとおりでございまして、塩沢小では8月

22日にプールの活動を終了いたしまして、8月25日、26日と複数の職員が計160キロの固形塩素剤と中和剤を投入いたしました。塩素剤の量に比べて中和剤の量が少量であったため、塩素濃度の高い状態でありました。

(3)といたしまして、同じ日の15時10分ごろ、市から依頼された業者が来校しました。その際、職員がプールの状況を伝えなかった。また、業者もプール内の状況を確認せずにプールの水を使ってろ過器の洗浄を行いそのまま排出した。その後、職員が機械室にあった容器内の液体塩素剤を水道水で希釈し排出したというのが新たに判明をしました。

(4)18時17分ごろ、学校に県環境センターより井田川で魚が大量に死んでいるとの連絡がございました。こちらについての時間とか量とかという部分については、現在、警察の捜査が継続中でございます。これによって講じた措置でございますが、排水経路を確認し排水口から漏れている水は水中ポンプによりプール本体に戻し、外部への流出を防ぎました。それから(2)としてろ過器を再運転させ、プール水の循環浄化を行いました。それから3番、業者に依頼し、中和剤を投入し、プール内の水の残留塩素を中和いたしました。それから(4)が業者に依頼し、控室排水口液体塩素剤容器に中和剤を入れて中和した。30日の17時ということで、こちらが新たに加わったものでございます。

7として今後の対策ですが、市の教育委員会は市内小中学校のプール担当者に対して、プールの管理、塩素剤の取り扱い等について一斉の指導を行う。また、市内小中学校の不要塩素剤を全量回収し、再利用等の検討を行う。

(2)塩沢小は職員研修を実施し、塩素剤の危険性や取り扱いについて全職員に徹底する。市教育委員会の指導に基づき、プール管理マニュアルを整備し、残留塩素濃度の測定、プール水の排水手順、委託業者への指示、連絡等を明確にし安全管理を徹底する。液体塩素剤の容器については、さらに大きな容器で囲むなどの流出防止の措置を取る。

その他でございますが、魚沼漁業協同組合関係者とは定期的に連絡をしておりまして、その魚の死んだ状況、それから今後の補償等々については、今後漁協のほうで役員会、理事会が開催されるということでございますので、その中で方針額を決定されるということでございます。以上で説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 状況はわかりましたし、対応はわかりました。ぜひこのことについては、このようなことがないように今後注意をしてもらいたい。ただ、私がもう一言聞きたいのは、先ほど外科的処置だという話がありましたけれども、この問題にしても、今は塩素の問題ですが、学校の中にはいろいろの実験用具とか薬物があるわけなので、そういう取り扱いもあわせて、やっぱりこの際ですから対応をきちんとしてもらいたいと思いますが、そこら辺の今後の対応についてちょっとお聞かせを願います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 言われるとおりでございます。特に理科実験室については劇薬等があります。今のところは鍵をかけて管理はしていますけれども、理科センターという部分がありま

すのでさらにここの指導を受けながら、これを機に学校にある危険物についてきちんと管理していきたいというふうに思っております。

それともう1点、説明不足だったのですが、余った塩素をプールで今まで中和していた学校もあります。それは法的には問題ないのですが、今後は一切——さっき私が言ったようにそういう処理をしている最中、夜遊びに来た子どもたちがプールに入るといことも考えられますので、一切プールでの処理はしない方向で、今、決定しております。今後はそういう対応でいきたいというふうに思っております。

○議 長 質疑を終了することに……。19番・今井久美君。

○今井久美君 1つ聞かせてください。警察が捜査しているということですが、どういう名目で捜査をしているのでしょうか。

○議 長 教育長。

○教育長 捜査中ですから大きくは言えませんが、当初1人の担当ということを考えていたみたいですけれども、やはり多くの先生方がかわりながらこの対応をしたということで、それによってここに書いてあります、数量がなかなか確定できないという部分があります。その部分で毎日2人ずつとかということで、ここ何日か調査が入っておりますし、本日も入っております。そういう現状でございます。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今回新しく液体塩素という部分が出てきています。固形のものとは聞くとところによると1キログラム梱包になっているという話ですが、液体塩素剤というのは、要するに水道水なんかを使うように点滴用だと思っておりますけれども、ろ過器周辺での点滴なのか、その辺がちょっとわからない。この液体塩素も投入したのか、その辺が非常にこれではわかりません。点滴するということは、濃度を図っているということですよ。濃度に応じて点滴をするのか、その辺の因果関係がちょっと私はわかりませんので、もう少し説明が必要ではないかなと思います。

そうしないと、どれだけのものが流れたかもわからない。どれだけ残留していたかもわからない。ただ、魚が死んだということだと、全て能動的何といいますか、他力というか、ほかからこうだったのではないかと言われれば、はいそうでしょうかという話です。特にこれから漁業協同組合との関係でいくと、自分たちがきちんと資料を持っていないと、何を言おうとしているかもわからない、こちらは何をしたのかもわからないということでは、交渉にならないというふうな気がします。非常に恐ろしく理解すれば、えらいことが起きるわけですし、補償額にも影響するというふうに思います。

その辺でこの固形と液体を通常はどう投入し、そしてこのたびは160キロというこれは固形ですが、中和剤がほんの残ったのを洗い流した程度なのかというあたり、それがちょっとわからないなという感じがします。

それから、一般的にプールの水を今交換しないでこういった形で塩素で消毒をし、不純物をろ過器でろ過して、新たな水をなかなか使わないというような話です。けれども、いった

ん排水ということになりますと、非常に問題が多々あるというような話も聞いたことがありますけれども、非常にその辺の処理が今まで問題があったかないかというあたり。ですので、死んだ、死なないじゃなくて、何らかの影響があって嫌われていたとかという状況があるかどうかひとつお聞きします。

例えば今回の……。

○議 長 簡潔に、また、要領よく説明してください。

○岡村雅夫君 今2点が終わったので。それで、その水をどう放置、今そうして要するに滞らせておくため、そこに置いておくだけで無害化されて、いつでも今度は排水できるのかなのかどうか、その辺が私はわからないので今後どういう予定なのか。これからプールの問題にも関係しますので、その辺をお聞きしておきます。

○議 長 教育長。

○教育長 プールの管理については、主にろ過器の脇に液体の塩素を数滴入れながら水管理をしております。プールをはかったときにそれだけでは足りない部分については、投入ということで管理をしております。それで、今ほどよくわからないからという話があったのですけれども、さっき部長の説明で、今、捜査中でありますから、その数量についてはまだ言えませんというふうに明確に説明しているつもりです。ということで我々は隠しているわけではないし、この部分がはっきりわかってから、当然漁協との協議に入りたいと思います。漁協のほうとの協議については、当初魚が死んだ以上にその後の被害は出ていないと、これは我々にとってはとてもいいことですが、いいからと言って反省をしないわけではありませんけれども、被害は出ていないという状況になっております。

それから2点目、プールの排水については、防火水槽ということで使いますので、ほとんどあの大量のプールを放流するというはございません。ただ、今回みたいにシーズンが終わったときに、ろ過器の清掃のために点検をしてその一部、今回1立米ですがそういうことに年に1回程度の管理で流す場合があります。そして、プールについては日がたつことによって中和ができますので、一定期間非常に危険な状態はありますが、中和された水については危険な状態でないまま、防火水槽等に使用できるということです。今のところほとんどのプールがそういうことで冬の間も含めてはっておいて、シーズンになりましたら安全に中和されたプールの水を吐きまして、清掃して新しい年度に入るということです。以上ですが何か回答が足りない部分がありましたら。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 量については調査中とかということですが、やっぱりこれは警察が調べてではなくて、自分たちできちっと把握をしていないと。特に責任者ですから、そこをひとつきちんとして対応ができるように、自分たちでもう想定できることは自分たちで調査をしておくという姿勢が、私は必要だと思います。そうでないとどんどん、どんどん膨らんでいきますので。そういうことでひとつお願いします。

それからもう1点は、やはり劇薬が、こうした形で魚が死ぬぐらいのことが起きたわけで

あります。長い間に——今、プールの水は余りかえないという話ですけれども、昔はプールというのはみんなで入るから目がトラコーマになったとか、そういった感染があったのです。そういう病気の感染は、塩素でないかもわからないけれども、じゃあ塩素がどういう影響を与えているかというようなあたりも、こういう際にきちんとまた勉強をしていただいて、安全なプールの使用、あるいは子どもたちに害がないような対応を、ぜひ、していただきたいところ思います。以上です。

○議 長 教育長。

○教 育 長 まさに言われるとおりで、塩素の手配だとか残数について確認できなかった教育委員会、その責任者である私の責任とっております。ただ、1点言いわけではないですが、この操作の中で警察と同等に我々がその場所に入って、先生方にどうだ、どうだということは言える状況ではないし、言わないほうがいいということで、今回我々は警察の捜査を待っているということです。

それと今回、学校のほうではこの液体の部分について隠しているわけではなくて、盲点だったのです。こういう状況で薄めて放流したというのが、そういうことの現実がなかなか認識できないで、あたふたして投じた塩素だけのことを思っていました。その部分を警察がそれを隠しているんじゃないかというほうに考えて、ちょっと捜査が長引いているということです。ご理解願いたいのは、学校のほうとしては隠してここまできているということではなく一生懸命、一生懸命という言葉がいいのか、精一杯事後処理をする方向でお答えしているという状況でございます。よろしく申し上げます。

○議 長 質疑を終了することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。以上で教育長の報告を終了いたします。

○議 長 これをもって平成26年9月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。大変長い間、ご苦労さまでした。

〔午後4時04分〕